平成２７年（フ）第５８号
滋賀県長浜市小野寺町311番地40
債務者　引山　廣美
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第３１８号
奈良市西登美ヶ丘３丁目13番３号
債務者　壽　　昇一
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３３３号
奈良県生駒市あすか野北１丁目４番１号
債務者　江尾　和己
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２１８号
奈良県香芝市五位堂５丁目153番地１　Ｈａｐｐｉｎｅｓｓ３番館102号、前住所大阪市中央区森ノ宮中央２丁目７番22―606号
債務者　木下　美沙（旧姓網中）
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２４８号
奈良県香芝市関屋北２丁目７番19号
債務者　榎田　大作
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１１２号
鳥取県鳥取市美萩野５丁目516番地１、旧住所鳥取県鳥取市商栄町36番地　雇用促進住宅２―506号
債務者　大橋　早苗
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１３号
鳥取県鳥取市湖山町東５丁目358番地　あさひハイツ22号、旧住所鳥取県鳥取市古海1072番地
債務者　吉田佐百合
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７２９号
広島市安佐北区三入６丁目６番１号
債務者　政岡　壽美
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３１号
山口県下関市新椋野３丁目３番Ｒ２―302号
市営新椋野住宅Ｒ２
債務者　祢占アサ子
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１３３号
山口県下関市大字井田183番地１
債務者　下田　勝洋
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１９６号
徳島県小松島市芝生町字網干140番地の２、旧住所徳島県小松島市芝生町字網干131番地の１ドルチェヴィータタカハシ302号室
債務者　津川　正美（旧姓田上）
1　決定年月日時　平成27年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４８号
愛媛県今治市小泉２丁目２番14号
債務者　武内　隆次
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第６２号
福岡県田川郡川崎町大字川崎208番地の67
債務者　山中　龍起
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第６１１号
熊本市西区**蓮**台寺５丁目８番10号
債務者　伊東　直美
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４０３号
大分市大字三佐1957番地
債務者　和田　**靜**惠
1　決定年月日時　平成27年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第９８号
宮崎県延岡市日の出町１丁目９番地３　萩尾アパート201
債務者　竹元　政浩
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第１３号
沖縄県石垣市字白保1794番地27
債務者　長浜ひとみ
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
那覇地方裁判所石垣支部